

クリアを通じた投票率に係る諸外国調査について

2 調査内容（案）

NO.	件名	頁
1	投票率に関する事項	
	（1）国政選挙の年代別投票率	2
	（2）地方議会議員選挙の投票率の推移	3
2	有権者としての意識醸成に関する事項	
	（1）主権者教育の取組について	4
	（2）選挙啓発の取組について	6
3	広域自治体の議会制度等に関する事項	
	（1）広域自治体の人口、2023年度の予算額、議員数、議員任期について	7
	（2）地方議会の組織図について	7
	（3）広域自治体議会の権限について	9
	（4）住民が議会審議に参加する仕組みについて	9
	（5）住民が議会に意見（請願等）を提出する仕組みについて	10
	（6）議会活動に関する広報について	10
	（7）議員に対する給付について	10
	（8）議会の年間開催日数及び開催時間帯等について	11
4	選挙制度について	
	（1）選挙権と被選挙権	12
	（2）有権者登録について	
	（3）地方議会議員選挙の選挙期日について	13
	（4）地方議会議員選挙に係る選挙制度について	13
	（5）供託金について	14
	（6）選挙管理委員会の独立性について	15
5	立候補者に対する関心の向上に関する事項	
	（1）女性や若者、勤労者が立候補しやすい環境の整備	16
	（2）立候補者の政策等を知る方法について	19
6	投票環境について	
	（1）投票所の設置数と主な設置場所について	20
	（2）投票所の設置要件について	20
	（3）期日前投票について	20
	（4）二重投票対策・本人確認の方法について	20
	（5）郵便投票について	21
	（6）高齢者や移動困難者の投票機会の確保について	21
	（7）投票者に対するインセンティブの付与について	21
	（8）上記以外の投票環境の改善に係る取組について	21
7	インターネット投票について	
	（1）インターネット投票の導入状況について	22
	（2）インターネット投票を導入している場合	22
	（3）インターネット投票を導入していない場合	22
8	義務投票制について	
	（1）義務投票制の採用の有無について	23
	（2）義務投票制の採用の時期や経緯等について	23
	（3）罰則の内容及び投票義務が免除される要件について	23

1. 投票率に関する事項

(1) 国政選挙の年代別投票率

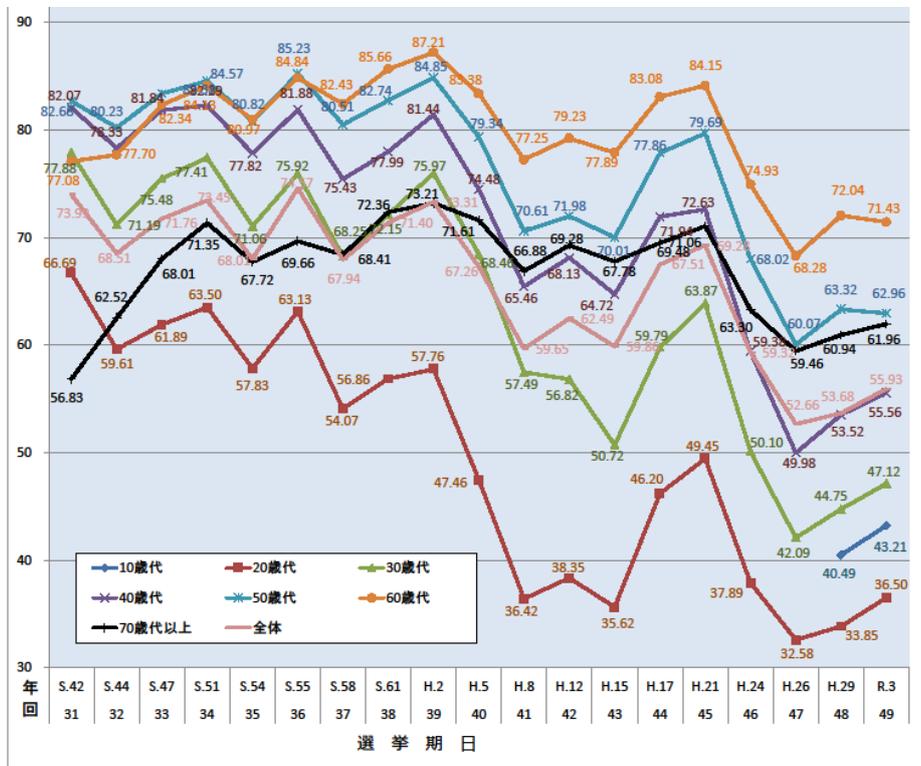
日本の例を参考に、類似の調査結果を御恵与下さい。(二院制を採用している場合は、下院について御回答下さい。)

下記資料が文部科学省ウェブサイトにて公開されておりましたのでご参考にリンクを記載いたします。

文部科学省, 諸外国における世代別投票率

https://www.mext.go.jp/content/20200828-mxt_kyoiku02-000009659_2.pdf, p.3

(日本の例) 衆議院議員総選挙における年代別投票率の推移



(%)

年	S.42	S.44	S.47	S.51	S.54	S.55	S.58	S.61	H.2	H.5	H.8	H.12	H.15	H.17	H.21	H.24	H.26	H.29	R.3	
回	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	
10歳代																			40.49	43.21
20歳代	66.69	59.61	61.89	63.50	57.83	63.13	54.07	56.86	57.76	47.46	36.42	38.35	35.62	46.20	49.45	37.89	32.58	33.85	36.50	
30歳代	77.88	71.19	75.48	77.41	71.06	75.92	68.25	72.15	75.97	68.46	57.49	56.82	50.72	59.79	63.87	50.10	42.09	44.75	47.12	
40歳代	82.07	78.33	81.84	82.29	77.82	81.88	75.43	77.99	81.44	74.48	65.46	68.13	64.72	71.94	72.63	59.38	49.98	53.52	55.56	
50歳代	82.68	80.23	83.38	84.57	80.82	85.23	80.51	82.74	84.85	79.34	70.61	71.98	70.01	77.86	79.69	68.02	60.07	63.32	62.96	
60歳代	77.08	77.70	82.34	84.16	80.97	84.84	82.43	85.66	87.21	83.38	77.25	79.23	77.89	83.08	84.15	74.93	68.28	72.04	71.43	
70歳代以上	56.83	62.52	68.01	71.35	67.72	69.66	68.41	72.36	73.21	71.61	66.88	69.28	67.78	69.48	71.06	63.30	59.46	60.94	61.96	
全体	73.99	68.51	71.76	73.45	68.01	74.57	67.94	71.40	73.31	67.26	59.65	62.49	59.86	67.51	69.28	59.32	52.66	53.68	55.93	

※① この表のうち、年代別の投票率は、全国の投票区から、回ごとに144～188投票区を抽出し調査したものです。

※② 第31回の60歳代の投票率は60歳～70歳の値に、70歳代以上の投票率は71歳以上の値となっています。

※③ 第48回の10歳代の投票率は、全数調査による数値です。

(2) 地方議会議員選挙の投票率の推移

日本の例を参考に、類似の全国調査結果を御恵与下さい。

全国調査結果が無い場合は、調査結果がある広域自治体議会・基礎自治体議会のうち、直近の投票率が最も高かった自治体と最も低かった自治体について御回答下さい。)

- ① ドイツにおいては、全国レベルの統一地方選挙が存在しない。それぞれの州において、地方選挙が州の地方自治選挙法に基づいて行われる。
- ② 地方選挙は他の選挙（例：州議会選挙、欧州議会選挙、連邦議会選挙）と同時に実施されることが少なくない。従って、投票率が多様な要素に影響される。
- ③ バーデン＝ヴュルテンベルク州の郡議会選挙及びヘッセン州の地方選挙（市町村議会選挙および郡議会選挙）の投票率の推移を報告。

バーデン＝ヴュルテンベルク州の郡議会選挙

選挙年	投票率 (%)
1989	61.9
1994	67.3
1999	54.1
2004	53.1
2009	51.5
2014	49.6
2019	58.8

参考：バーデン＝ヴュルテンベルク州統計局，地方選挙，

<https://www.statistik-bw.de/Wahlen/Kommunal/02043010.tab?R=LA>

<https://www.statistik-bw.de/Wahlen/Kommunal/02043011.tab?R=LA>

ヘッセン郡議会選挙（注意：2001年からは、議員の任期は5年に延期された）

選挙年	投票率 (%)
1956	81.5
1960	83.6
1964	83.4
1968	81.3
1972	84
1977	82
1981	78.2
1985	77.1
1989	79.2
1993	72.4

1997	67.5
2001*	54.7
2006*	47.6
2011*	49.2
2016*	50.1
2021*	50.5

*選挙制度が変更されたため、投票率の数字は比例計算した。

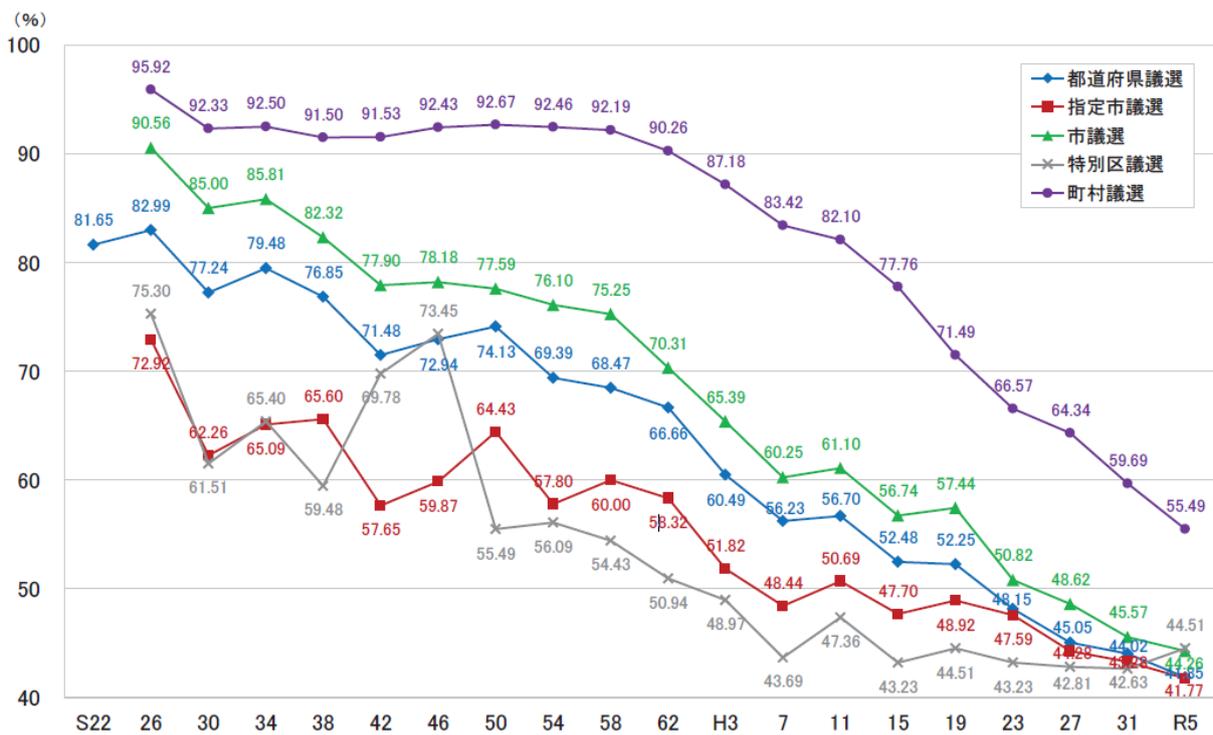
2016年までの数字：ヘッセン州統計局，統計レポート

https://statistik.hessen.de/sites/statistik.hessen.de/files/2022-06/BVII3-1_5j21.pdf

2021年の投票率：ヘッセン州統計局

https://kommunalwahl.statistik.hessen.de/k_2021/html/

(日本の例) 統一地方選挙における投票率の推移



(出典：総務省)

2. 有識者としての意識醸成に関する事項

(1) 主権者教育の取組について

①具体的な取組内容について

日本の例を参考に、学校における主権者教育（政治や選挙、政策等を学習する機会）の取組状況に関する教育段階ごと（初等教育・中等教育・高等教育）の調査結果がある場合は御恵与下さい。

調査結果が無い場合は、多くの学校現場で行われている（と思われる）主権者教育の主な内容について教育段階ごとに具体的に御回答下さい。

初等教育	※調査した限りでは提供できる情報がございませんでした。
中等教育	※調査した限りでは提供できる情報がございませんでした。
高等教育	※調査した限りでは提供できる情報がございませんでした。

（日本の例）令和4年度における高等学校第1学年に対する主権者教育の取組状況

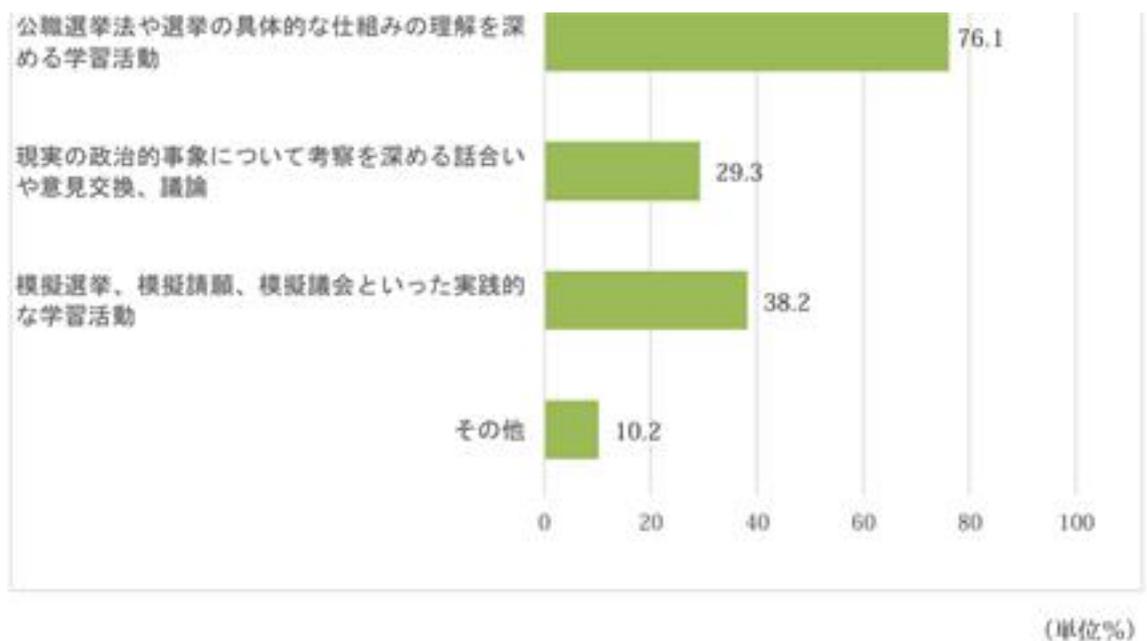


図 2-13 令和4年度第1学年に対する主権者教育として実施した学習活動（複数回答）

「その他」（自由記述）として、回答があった活動の例は以下のとおりである。

- 生徒会役員選挙
- 新聞、ニュース動画の利用など
- 県議会議員の出前授業
- 公共機関の利用サービス、消費税のしくみ、社会保障制度についての理解を深める学習

（文部科学省）

②政治・選挙等に関する授業内容について

主権者教育の授業がどのように行われているのか（特に、現実の選挙や政党、政策等を取り扱って、政策議論等を行っているのかなど）御回答下さい。

現実の選挙や政党、政策等を取り扱っている場合は、どのような工夫により政治的中立性が確保されているのかも含め、御回答下さい。

ご参考として、西野偉彦氏のウェブサイトによると以下のとおりの記載がございました。

「政治教育を実施する上で守らなければならない原則が存在します。それが、1976年に合意された「ボイテルスバッハ・コンセンサス」というもので、以下の3カ条です。

- ①教員は生徒の期待される見解を持って圧倒し、生徒が自らの判断を獲得するのを妨げてはならない。
- ②学問と政治の世界において論争があることは、授業の中でも論争があるものとして扱わなければならない。
- ③生徒が自らの関心・利害に基づいて効果的に政治に参加できるよう、必要な能力の獲得が促されなければならない。」

引用元：西野偉彦, 海外に学ぶ「主権者教育」とは～ドイツ～, 18歳選挙権&主権者教育の専門家西野偉彦, 2017-10-18, <https://takehikonishino.net/germany1/> (2024-4-22)

③外部団体（地方議会や政党など）の関与について

学校で実施される主権者教育の取組（模擬投票なども含む）に外部団体が関与することがある場合は、どのような団体（特に地方議会や政党など）がどのように関与しているか御回答下さい。

団体	関与の内容
ドイツ連邦議会	議会ツアーと国会議員との討論の場の提供。 参考：ドイツ連邦議会, 子どもと若者向けのオファー https://www.bundestag.de/schuelerseminare
バーデン・ヴュルテンベルク州議会	議長と副議長が学校に訪問し、生徒たちに議会の仕事と働き方について直接知ってもらう機会を提供。 参考：バーデン・ヴュルテンベルク州議会, 州議会からの学校訪問 https://www.landtag-bw.de/home/besucher/schulbesuch-landtag.html

④学校で実施される主権者教育の取組に対する支援について

学校で実施される主権者教育の取組に人的支援・技術的（ノウハウ）支援・財政支援が行政から行われている場合は、支援の内容を御回答下さい。

※調査した限りでは提供できる情報がございませんでした。

(2) 選挙啓発の取組について

・主な取組内容について

有権者や若者の政治に対する関心と意義を深めていく観点から取り組まれている選挙啓発活動について、どのようなものがあるか自治体の取組と民間団体等の取組で分けて御回答下さい。

自治体の取組	公的機関としては連邦政治教育センターおよび各州の州政治教育センターが活動を担当。 参考：西野偉彦, 海外に学ぶ「主権者教育」とは～ドイツ～, 18歳選挙権&主権者教育の専門家 西野偉彦, 2017-10-18, https://takehikonishino.net/germany1/ (2024-4-22)
民間団体等の取組	政党および非営利団体（NPO,基金等）も活動。 政党の基金の選挙啓発活動は主に①調査・資料作成・広報、②イベント開催。 参考： 主要政党の基金のウェブサイト： Konrad-Adenauer-Stiftung (CDU), https://www.kas.de/de/web/schwerpunktthemen/demokratie Friedrich-Ebert-Stiftung (SPD), https://www.fes.de/demokratie-kreuzweise https://library.fes.de/pdf-files/bueros/nrw/19927.pdf Heinrich-Böll-Stiftung (Grüne), https://www.boell.de/de/themen/demokratie-medienpolitik Friedrich-Naumann-Stiftung (FDP), https://www.freiheit.org/de/thema/liberale-demokratie

3. 広域自治体の議会制度等に関する事項

広域自治体のうち、最も人口が多い自治体、最も人口が少ない自治体、人口が平均程度の自治体について御回答下さい。

(1) 広域自治体の人口、2023年度の予算額、議員数、議員任期について

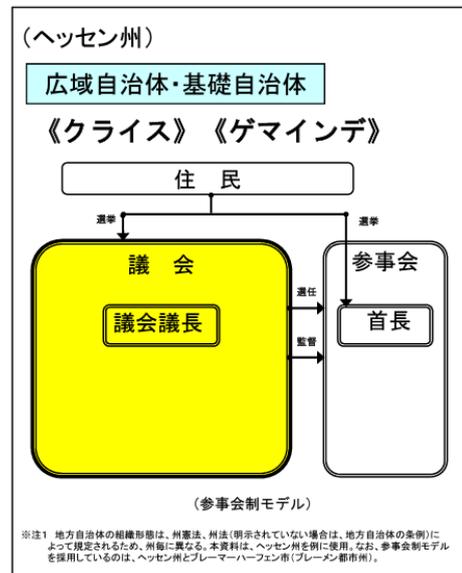
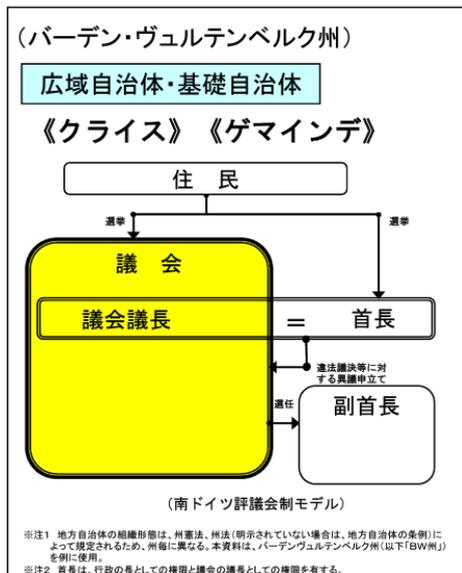
※バーデン・ヴュルテンヴェルク州の郡

自治体名	人口	2023年度予算額	議員数	議員任期
ライン・ネッカー郡(Rhein-Neckar-Kreis)	548,233人	832,900,000€	101人	5年
ホーエンローエ郡(Hohenlohekreis)	112,765人	250,890,483€	43人	5年
ゲッピンゲン郡(Kreis Göttingen)	258,781人	364,000,000€	67人	5年

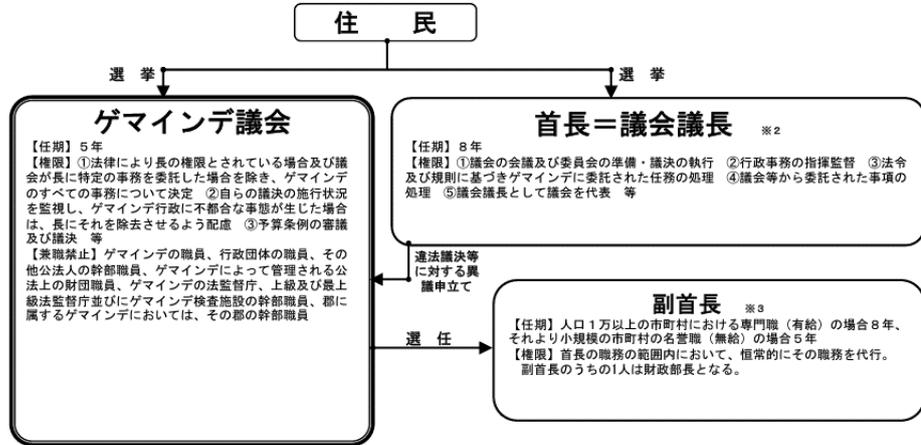
(2) 地方議会の組織図について

回答例を参考に御回答下さい（ドイツ、スウェーデンについては回答例に記載の内容に変更点等が無い場合は回答不要）。

バーデン・ヴュルテンベルク州の郡（クライス）の場合は、郡長は直接選挙ではなく、郡議会により選出される。市町村（ゲマインデ）の場合は、図の通り。
ヘッセン州は図の通り。



(バーデン・ヴュルテンベルク州の基礎自治体ゲマインデの例)



※注1 ゲマインデが出納業務をゲマインデ行政の外部の部署に処理させない場合に、ゲマインデが会計職(Kassenverwalter)を選任する。会計職の権限は出納業務である。会計職は、会計検査庁の長及び検査員との兼職が禁止されている。
 ※注2 首長に選ばれた者が、議会の議長を務めることになる。
 ※注3 副首長は、自治体の規模に応じて、1人以上選任される。

(出典：総務省)

(3) 広域自治体議会の権限について

①主な議決事項

日本の例を参考に御回答下さい。

自治体名	主な議決事項	年間議決件数
郡 (バーデン・ヴュルテンベルク州の例)	郡長の選出、条例案の議決、郡の重要職員の承認、予算の承認	不明
郡 (ヘッセン州の例)	条例案の議決、郡の重要職員の承認、予算の承認	不明

(日本の例)

自治体名	主な議決事項	年間議決件数
東京都	条例を設け又は改廃すること。 予算を定めること。 決算を認定すること。	条例 114 予算 49 決算 2
熊本県		条例 48 予算 54 決算 21
鳥取県		条例 36 予算 51

※年間議決件数は令和3年の数値を記載

②政策立案の権限に関する事項

日本の例を参考に御回答下さい。

自治体名	政策立案の権限
郡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案（条例等）の提出 ・ 議案（予算・条例等）に対する修正案の提出 ・ 州議会または州政府に対する意見書の提出、特に州郡会議連盟を通じて郡全体の意見を表明
<p>（日本の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国会又は政府など関係行政庁への意見書の提出 ・ 議案（条例等）の提出 ・ 議案（予算・条例等）に対する修正案の提出 	

(4) 住民が議会審議に参加する仕組みについて

住民が議会審議に参加する仕組みがある場合は、その仕組みの内容を御回答下さい。

自治体名	
ギーゼン郡 (Kreis Gießen) (ヘッセン州)	<p>議会の審議の始まりに際し、郡の住民に質疑時間を設定。質問は、7日前に議会に文章として提出すること。郡独自の決定による仕組み。ヘッセン州全体の郡にはない。</p> <p>参考：ギーゼン郡、議会の手続規則第 10a 条</p> <p>https://www.lkgi.de/wp-content/uploads/2023/05/Geschaeftsordnung-des-Kreistags-Landkreis-Giessen.pdf</p>

(5) 住民が議会に意見（請願等）を提出する仕組みについて

住民が議会に意見（請願等）を提出する仕組みがある場合は、その仕組みの内容を御回答下さい。

自治体名	
	<p>多くの州で重要な地域課題についての住民請求及び住民投票制度が認められている。請求に必要な署名の数は、有権者数の5%、10%、15%など、州によって差異がある。有効な住民請求が実施された場合、議会は請求の対象となった案件について検討を行わなければならない。</p> <p>参考：(一財)自治体国際化協会ロンドン事務所、ドイツの地方自治、令和3年度(2021年度)改訂版(令和5年度増補改訂版)、https://www.jlgc.org.uk/jp/wp-</p>

(6) 議会活動に関する広報について

議会の活動を住民に周知する取組として、どのようなものがあるか御回答下さい。

自治体名	取組内容
ライン・ネッカー郡 (Rhein-Neckar-Kreis) (BW 州)	議会に関する情報システムを設置し、会議のトピックに関する幅広い情報や文書を閲覧できるようにしている。 参考：ライン・ネッカー郡ウェブサイト, 議会情報 https://www.rhein-neckar-kreis.de/start/landratsamt/ratsinfo.html
マイン・キンツィヒ郡 (Main-Kinzig-Kreis) (ヘッセン州)	市民情報ポータルに議会の日程と詳細情報が掲載されている。 参考：マイン・キンツィヒ郡ウェブサイト, 市民情報ポータル mkk.de/landkreis/politik_1/buergerinformationssystem/buergerinfoportal_1.html
オーデンワルト郡 (Odenwaldkreis) (ヘッセン州)	委員会情報システムに掲載しているスケジューラー上から会議日程や議事録を確認することができる。 参考：オーデンワルト郡, 委員会情報システム https://sd.odenwaldkreis.de/

(7) 議員に対する給付について

①議員報酬について

議員報酬の支給の有無と、支給している場合は支給額を御回答下さい。

自治体名	報酬の有無	報酬有の場合はその額 (年額又は月額)			
		議長	副議長	議員	その他※
ライン・ネッカー郡 (Rhein-Neckar-Kreis) (BW 州)	報酬ではなく、手当	=郡長、名誉職ではなく、公務職員としての給料未公表	未規定	月額 80€; + 会議手当 80€	会派 (政党) の長: 月額 200€ 会派の副長: 100€
フルダ郡 (Kreis Fulda) (ヘッセン州)	報酬ではなく、手当	月額 299,58 €; + 会議手当 81.71 €		月額 95.32 € + 会議手当 81.71€	会派 (政党) の長: 月額 258.73 € 委員会の会長: 108.93 €
オーデンワルト郡 (Odenwaldkreis)	報酬ではない	月額 220€; + 会議手当	通常会議手当 44€ + 会	会議手当 44€	会派 (政党) の長: 月額

(ヘッセン州)	く、手 当	44€	議手当 33€		220€
---------	----------	-----	---------	--	------

※議長、副議長以外の役職が有る者について、議員等と報酬額が異なる場合は、役職名と報酬額を御回答下さい。

②その他の給付について

議員報酬以外の議員への給付を御回答下さい。

自治体名	議員報酬以外の議員への給付
ライン・ネッカー郡 (Rhein-Neckar-Kreis) (バーデン・ヴュルテンヴェルク州)	ケア手当 60€・1 時間、旅費実費補填、文書による資料送付の代わりに電子情報制度のみの利用の場合、月額 10€
フルダ郡 (Kreis Fulda) (ヘッセン州)	収益損失の補填：4 時間まで1 時間につき 34.05 €、4 時間以上 40.84 €、電子会議サービスを利用するために各自が所有する携帯機械の使用料として、月額 15€、ヘッセン州旅費法に基づく旅費の補填
オーデンワルト郡 (Odenwaldkreis) (ヘッセン州)	収益損失の補填及びケア手当：一時間につき 27.50€、文書による資料送付の代わりに電子情報制度を利用する場合、月額 15€、ヘッセン州旅費法に基づく旅費の補填

(8) 議会の年間開催日数及び開催時間帯等について

議会 (の年間開催日数と、どのような時期 (何月に何日程度か)・時間帯 (日中か夜間か) に開催されているのか御回答下さい。

自治体名	年間開催日数	開催時期	開催時間帯
ライン・ネッカー郡 (Rhein-Neckar-Kreis) (バーデン・ヴュルテンヴェルク州)	郡議会：年間最低 4 回、その上は必要に応じて	2023 年の開催日： 4 月 25 日 (火) 7 月 18 日 (火) 10 月 10 日 (火) 12 月 12 日 (火)	午後 2 時から
フルダ郡 (Kreis Fulda) (ヘッセン州)	郡議会：年間最低 4 回	2023 年の開催日： 2 月 13 日 (月) 5 月 15 日 (月) 7 月 17 日 (月) 10 月 19 日 (木)	2 月 13 日：10 時-18:30 その他：14 時から

		12月4日(月)	
オーデンワルト郡(Odenwaldkreis) (ヘッセン州)	郡議会:年間最低4回	2023年の開催日: 2月30日(月) 3月13日(月) 5月15日(月) 10月16日(月) 12月11日(月)	15時から

4. 選挙制度について

(1) 選挙権と被選挙権

日本の例を参考に、選挙権と被選挙権を持つための条件をそれぞれ御回答下さい。

(二院制を採用している場合は、下院について御回答下さい。)

国政選挙	選挙権	18歳以上
	被選挙権	18歳以上
地方議会議員選挙	選挙権	地方自治体内に住所(又は長期の居住)を有するドイツ国民または欧州加盟国の国民で、居住要件(通例3ヶ月)を満たす18歳以上(一部では、16歳以上)の者(郡および市町村選挙)
	被選挙権	18歳以上(バーデン・ヴュルテンベルク州においては、今年(2023年)の地方選挙から16歳以上)

(日本の例)

国政選挙	選挙権	日本国民であること、満 18 歳以上であること
	被選挙権	日本国民であること、満 25 歳以上であること
地方議会議員選挙	選挙権	(都道府県議会議員選挙) 日本国民であること、満 18 歳以上であること 引き続き 3 ヶ月以上当該都道府県内の同一の市区町村に住所のある者 (市町村県議会議員選挙) 日本国民であること、満 18 歳以上であること、引き続き 3 ヶ月以上当該市町村に住所のある者
	被選挙権	(都道府県議会議員選挙) 日本国民であること、満 25 歳以上であること、当該都道府県議会議員選挙の選挙権をもっていること (市町村県議会議員選挙) 日本国民であること、満 25 歳以上であること、当該市町村議会議員選挙の選挙権をもっていること

(2) 有権者登録について

有権者登録が選挙権(投票権)を得るための条件となっている場合は、必要な手続の内容と、有権者登録が完了するまでの所要期間を御回答下さい。

有権者登録作成は市町村の事務であり、住民登録に基づく。法律根拠は、当該選挙の選挙法に基づく。連邦選挙の場合は、連邦選挙法(Bundeswahlgesetz) [第 17 条](#)、州選挙の場合は、それぞれの州選挙法(例:ヘッセン州州議会選挙法、Landtagswahlgesetz [第 12 条](#))

地方自治体選挙の場合は、それぞれの州の自治体選挙法(例:ヘッセン州地方自治選挙法、Hessisches Kommunalwahlgesetz (KWG) [第 8 条第 1 項](#))

有権者は、基本的には住民登録を行うほかに手続を取る必要がない。有権者登録に登録されているかどうかを確認する権限があり、もし自分の名前が登録されていない

場合は、手続きがあるが、例外なことである。

(3) 地方議会議員選挙の選挙期日について

日本の例を参考に、広域自治体議会議員選挙と基礎自治体議会議員選挙について、選挙期日を全国的に統一して実施している場合は、その時期と、その期日に選挙を実施している団体の割合（統一率）を御回答下さい。

※ドイツにおいて、全国的な統一地方選挙が存在しない。州によって、地方議会議員の任期が違う上、投票制度（選挙制度）も違う。各州の地方選挙では、広域自治体（郡）および（郡独立市を含む）市町村の議会選挙が同時に行われる。

	統一選地方選挙の時期	統一率
広域自治体議会議員選挙	時期が決まっていない。多くの場合は、他の選挙に合わせて設定される。 例：欧州議会選挙、連邦議会選挙	
基礎自治体議会議員選挙	時期が決まっていない。多くの場合は、他の選挙に合わせて設定される。 例：欧州議会選挙、連邦議会選挙	

(日本の例)

	統一選地方選挙の時期	統一率
都道府県議会議員	4月上・中旬	87%(41/47)
政令指定都市議会議員	4月下旬	85%(17/20)
区議会議員		91%(21/23)
市議会議員		38%(294/772)
町村議会議員		40%(746/1,788)

(4) 地方議会議員選挙に係る選挙制度について

日本の例を参考に、広域自治体議会議員選挙と基礎自治体議会議員選挙に係る選挙制度を御回答下さい。

※州によって、選挙制度が異なるが、広域自治体議会および市町村議会の選挙制度が同一。

①広域自治体議会議員選挙の選挙制度

代表性 (多数代表/比例代表)	自由名簿式比例代表制※ただし、異なる州も一部ある。
選挙区制 (小選挙区/大選挙区)	大選挙区制度がほとんど
投票方法 (単記・連記 / 自書式・記号式)	投票用紙・記号式
(日本の例)	
代表性 (多数代表/比例代表)	投票数の相対多数を得た候補が当選する多数代表を採用
選挙区制 (小選挙区/大選挙区)	各地方公共団体が条例で定めた議員総定数を各選挙区の人口に比例して配分する方式としており、選挙区ごとに定数が決められている
投票方法 (単記・連記 / 自書式・記号式)	単記・自書式

②基礎自治体議会議員選挙の選挙制度

代表性 (多数代表/比例代表)	自由名簿式比例代表制※ただし、異なる州も一部ある。
選挙区制 (小選挙区/大選挙区)	大選挙区制度がほとんど
投票方法 (単記・連記 / 自書式・記号式)	投票用紙・記号式
(日本の例)	
代表性 (多数代表/比例代表)	投票数の相対多数を得た候補が当選する多数制を採用
選挙区制 (小選挙区/大選挙区)	当該団体の区域を一の選挙区とする大選挙区が基本となっているが、政令市にあっては行政区を単位とする選挙区制を採用
投票方法 (単記・連記 / 自書式・記号式)	単記・自書式

(5) 供託金について

日本の例を参考に、地方議会議員選挙に立候補する場合における供託金制度がある場合は、その内容を御回答下さい。

なし。

(日本の例)

選挙の種類	供託額	供託物が没収される得票数、またはその没収額
都道府県議会	60万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満
指定都市議会	50万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満
その他の市区の議会 ※2	30万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満
町村議会	15万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満

(出典：総務省)

(6) 選挙管理委員会の独立性について

日本では、選挙管理委員会は、地方自治法第 181 条の規定に基づき、選挙が公正に行われるよう、知事などの首長から独立した機関として設置され、同法第 186 条の規定に基づき、選挙に関する事務を管理しています。

また、選挙が公正かつ適正に行われるよう、選挙人名簿の調製を行うとともに、関係機関と連携しながら、投票率向上に向けた啓発活動などに取り組んでいます。

そこで、貴国における中央・地方選挙管理委員会について、政府（国）や地方自治体とどのような関係性にあるのか（政府や地方自治体から独立した機関なのか）、御回答下さい。

地方自治体の選挙管理委員会については州法に規制されている。ドイツにおいては、基本的に地方自治体の首長がその長を務める。

例：ヘッセン州地方自治選挙法、Hessisches Kommunalwahlgesetz (KWG)第 5 条で規制。ヘッセン州の場合は、首長が参事会の一員であるため、参事会が別人を選挙管理委員会に任命できる。

<https://www.rv.hessenrecht.hessen.de/bshe/document/jlr-KomWGHE2005V3IVZ/part/X>

バーデン＝ヴュルテンベルク州の場合は、バーデン＝ヴュルテンベルク州地方自治

選挙法（KomWG）が基本で、選挙管理委員会の長は郡の場合郡長が務める（第 12 条）。

<https://www.landesrecht-bw.de/bsbw/document/jlr-KomWGBW1983rahmen/part/X>

なお、ドイツの場合、選挙管理員会は投票率向上のための活動を行わない。

5. 立候補者に対する関心の向上に関する事項

(1) 女性や若者、勤労者が立候補しやすい環境の整備

①女性議員の比率について

国会議員及び地方議会議員に占める女性の割合を御回答下さい。(二院制を採用している場合は、下院について御回答下さい。)

国会議員	45.5%(2021年、連邦議会選挙) 参考： 2021年連邦議会選挙	
地方議会議員	広域自治体議会議員	33.4% (2023年10月、全州平均) 参考：ドイツ自由民主党 https://www.lpb-bw.de/frauenanteil-laenderparlamenten
	基礎自治体議会議員	37.3% (2022年、主要都市平均) 参考：地方政治における女性参画 ドイツ主要都市ランキング https://www.boell.de/sites/default/files/2022-10/boell-frauenrepraesentation-i-d-kommunalpolitik.pdf

②女性議員の増加（確保）を目的とした措置・取組について

女性議員の増加（確保）を目的としてどのような措置・取組が行われているか御回答下さい。

<p>ドイツでは、女性議員数の増加は、政党規約等に定める自発的な政党型クォータによって実現されてきた。</p> <p>また、ドイツ連邦政府には現代地方政治の仕組みづくりのための支援事業があり、当事業の参加地域には、女性活躍推進策として5,000ユーロの補助金が支給されます。選ばれた地域は、以下の資金提供とネットワーキング活動の恩恵を受けることができる。</p> <p>参考：BMFSFJ, 地方政治における女性の登用, https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/aktuelles/alle-meldungen/frauen-in-der-kommunalpolitik-foerdern-223898</p> <p>参考：女性の政治参加を促進する取り組みは多様。連邦家庭高齢者女性青少年省（BMFSFJ）からも補助金を受けている組織である EAF（Europäische Akademie für Frauen in Politik und Wirtschaft Berlin e.V.）が様々な活動を行っている。</p> <p>https://www.eaf-berlin.de/</p> <p>その一つの事業として、Helene-Weber-Kolleg は地方で活躍する女性、あるいは候補を考えている女性を支援するネットワークがある。</p> <p>https://www.frauen-macht-politik.de/frauen-in-der-politik/</p>
--

③平均年齢と10代～30代の議員の割合について

国会議員及び地方議会議員の平均年齢と若者議員（10代～30代）の割合を御回答下さい。（二院制を採用している場合は、下院について御回答下さい。）

国政選挙	平均年齢	47.3歳（2021年、連邦議会選挙） 参考： 2021年連邦議会選挙
	10代の議員の割合	※調査した限りでは提供できる情報がございませんでした。
	20代の議員の割合	※調査した限りでは提供できる情報がございませんでした。
	30代の議員の割合	※調査した限りでは提供できる情報がございませんでした。
地方議会議員選挙	平均年齢	※調査した限りでは提供できる情報がございませんでした。
	10代の議員の割合	※調査した限りでは提供できる情報がございませんでした。
	20代の議員の割合	※調査した限りでは提供できる情報がございませんでした。
	30代の議員の割合	※調査した限りでは提供できる情報がございませんでした。

④若者議員の増加（確保）を目的とした措置・取組について

若者議員の増加（確保）を目的としてどのような措置・取組が行われているか御回答下さい。

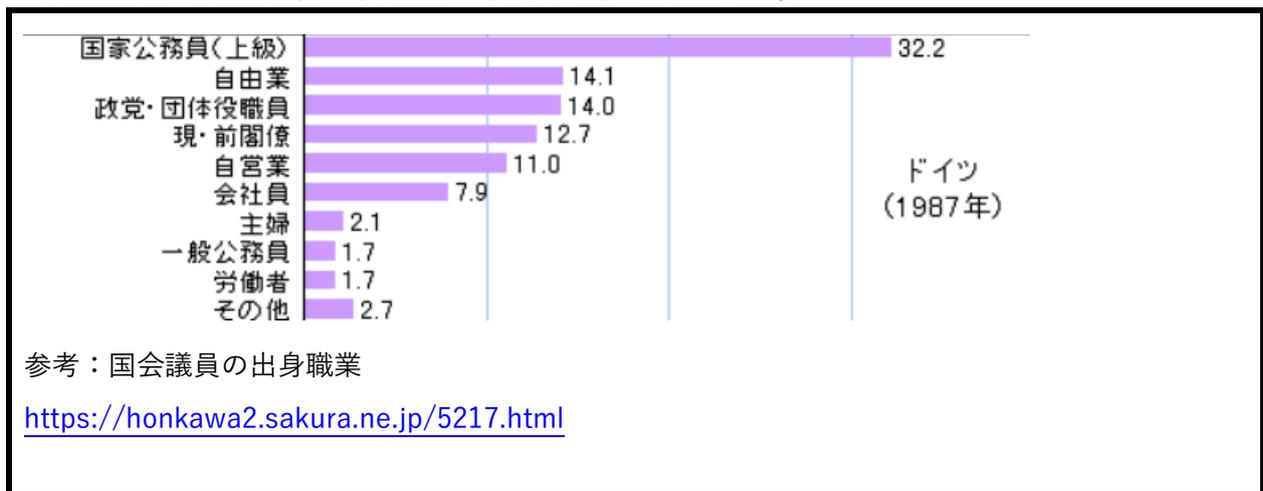
青少年戦略の実施を支援する主な参加形式は、連邦青少年会議（Bundesjugendkonferenz、2020年9月）、EU青少年会議（2020年10月）、2021年の青少年政策デー（JugendPolitikTage）でした。これらの取り組みは、若者が地域レベルで参加する多様な機会の重要な一部として、子供と若者の議会の役割を強化することを目的としています。また、連邦家族・高齢者・女性・若者省は政治コミュニケーションの対象者として若者をより積極的に含めること、および若者と政策立案者の間の対話を改善するための適切な形式を開発することにも取り組んでいます。

参考：若者の政治意識の向上

<https://national-policies.eacea.ec.europa.eu/youthwiki/chapters/germany/58-raising-political-awareness-among-young-people>

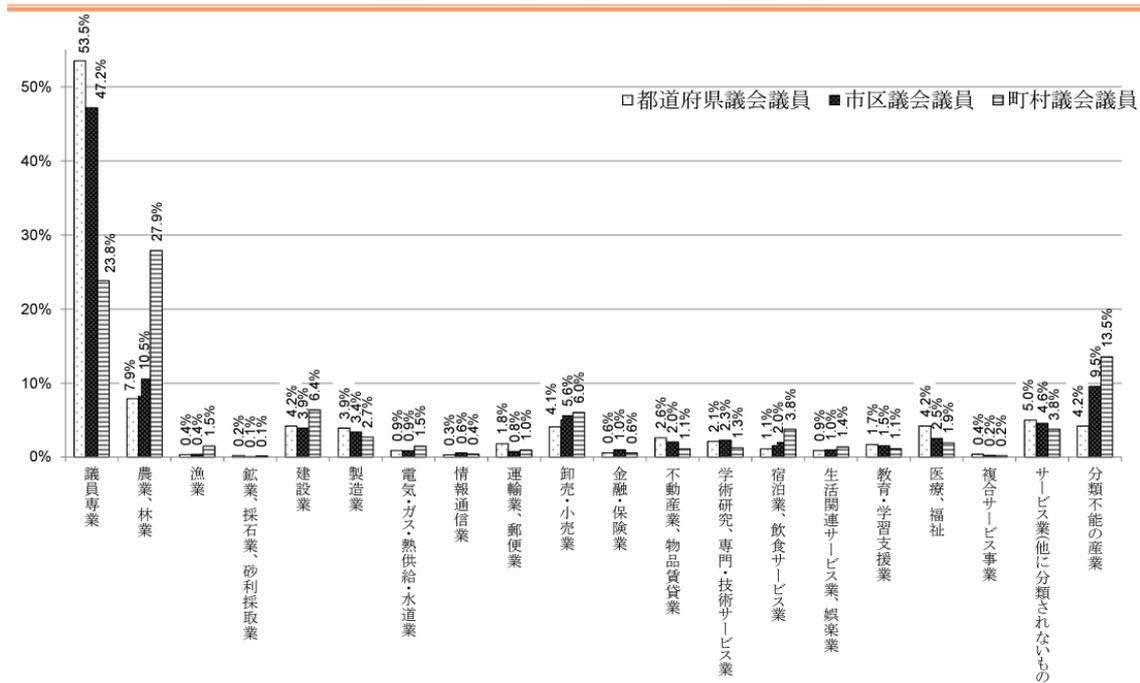
⑤地方議会議員の職業について

日本の例を参考に、類似の調査結果を御恵与下さい。



(日本の例)

地方議会議員の概況① (職業別)



⑥地方議会議員の兼職・兼業の禁止について

日本の例を参考に、地方議会議員の兼職・兼業禁止が法令上規定されている場合は、その内容を御回答下さい。

市町村に勤務する者は、当該団体の議員になることはできない。他の公務員も含め官吏は、連邦議会議員及び州議会議員、そして当該団体の議員との兼職が禁止されている(官吏がこれらの職に就任した場合は、官吏を辞職しなければならないわけではなく、一時的に停職すればよい。議員としての職務が終了した場合は、官吏に復帰する

ことができる。また、兼職不能な官吏・公勤務職員の職を限定して法定し、兼職可能としている州もある。)。 官吏は、議員としての在職期間中、守秘義務と受贈の禁止を除き官吏としての権利義務が停止される。一時離職制度が用意されている。地方議会議員につく官吏には、原則として、議員として活動するために必要な有給休暇が認められる。

参考：諸外国における地方自治体の議会制度について

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chihou_seido/singi/pdf/No29_senmon_10_si6.pdf

(日本の例)

地方議会制度の概要③ ～議員の兼職・兼業の禁止～

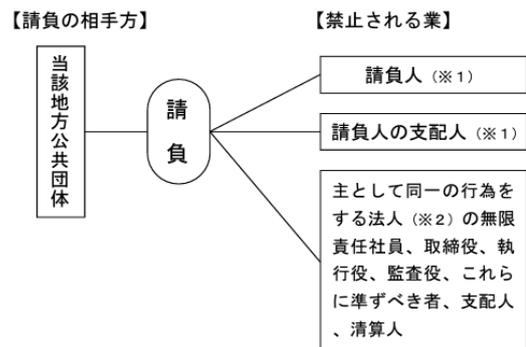
○ 兼職の禁止（法 § 92等）

議員は、次に掲げる職と同時に身分を有することができないこととされており、在職中に次の職に就くような場合は、いずれかの職を辞する必要がある。なお、公選法 § 89等により、原則として、公務員が立候補の届出により議員選挙の候補者となった場合は、届出日に公務員を辞したものとみなすこととされている。

国会議員	法 § 92①	
裁判官	裁判所法 § 52	
他の地方公共団体の議員	法 § 92②	
普通地方公共団体の長	法 § 141②	
行政委員会関係	教育委員会の教育長及び委員	地教行法 § 6
	人事（公平）委員会の委員	地公法 § 9の2⑨
	公安委員会の委員	警察法 § 42②
	収用委員会の委員及び予備委員	土地収用法 § 52④
	海区漁業調整委員会委員	漁業法 § 140
	内水面漁業管理委員会の委員	漁業法 § 173による同法 § 140の準用
固定資産評価審査委員	地税法 § 425①	
地方公共団体の常勤の職員	法 § 92②	
短時間勤務職員	法 § 92②	
固定資産評価員	地税法 § 406①	
外部監査人	法 § 252の28③VI	
港務局の委員会の委員	港湾法 § 17①	

○ 兼業の禁止（法 § 92の2）

議員は、次に掲げる業に従事することができないとされている。議員在職中にこれらの業に従事していると、議会で出席議員の3分の2以上の多数により決定した場合は、失職することとされている（法 § 127①）。



※1 各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が政令で定める額（300万円）を超えない者を除く。

※2 当該地方公共団体に対する請負が、当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っている場合の当該法人をいう。

⑦女性や若者外で特定の属性（年齢、職業等）に属する者の立候補の促進を目的とした措置・取組

女性や若者外で特定の属性（年齢、職業等）に属する者の立候補の促進を目的とした措置・取組が行われているか御回答下さい。

※調査した限りでは提供できる情報がございませんでした。

⑧子育て世代の議員に配慮した議事堂内の施設整備及び議会運営の工夫について

日本の例を参考に、子育て世代の議員に配慮した議事堂内の施設整備及び議会運営の工夫の内容を御回答下さい。

自治体名	取組
バト・ブラームシュテット市 (Bad Bramstedt) シュレースヴィヒ・ホルシュタイン州	<ul style="list-style-type: none"> ・議事堂内に議員用または職員用の「家庭の部屋」を整備している 参考： Mit Kind in die Politik (eaf-berlin.de) , P24
ニュルンベルク市、バイエルン州	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の集会、委員会に親が幼い児童と共に出席できる 参考： Mit Kind in die Politik (eaf-berlin.de) , P22
(日本の例) <ul style="list-style-type: none"> ・議事堂内に議員用の保育スペースを整備している ・育児を理由とした議員の欠席を認めている 	

(2) 立候補者の政策等を知る方法について

日本の例を参考に、広域自治体議会議員の選挙に関し、有権者が立候補者の政策等を知る方法として主にどのようなものがあるか御回答下さい。

<ul style="list-style-type: none"> ・政党のウェブサイトや候補者のウェブサイト
(日本の例) <ul style="list-style-type: none"> ・街頭演説を聴く (演説の時間や場所は候補者のホームページなどに掲載される)。 ・インターネットを利用して各候補者のホームページやSNSを見る。 ・選挙管理委員会が発行する選挙公報紙を読む。 ・テレビやラジオで行われる政見放送を観る。

6. 投票環境について

広域自治体のうち、最も人口が多い自治体、最も人口が少ない自治体、人口が平均程度

の自治体について御回答下さい。

(1) 投票所の設置数と主な設置場所について

自治体名	投票所設置数	投票時間	主な設置場所※
①Main-Kinzig-Kreis マイン・キンツィヒ郡 人口 421,689	448	朝8時から夜18時まで	ヘッセン州地方選挙条例第 29 条により、投票所には公的施設を優先的に利用すること。主には学校を利用。
②Odenwaldkreis オーデンワルト郡 人口 96,754	137	朝8時から夜18時まで	ヘッセン州地方選挙条例第 29 条により、投票所には公的施設を優先的に利用すること。主には学校を利用。
③Kreis Fulda フルダ郡 人口 223,023	375	朝8時から夜18時まで	ヘッセン州地方選挙条例第 29 条により、投票所には公的施設を優先的に利用すること。主には学校を利用。

※具体的な施設名、店舗名を御回答下さい。

(2) 投票所の設置要件について

立会人の人数など投票所を設置するために必要となる条件があれば、どのようなものがあるか御回答下さい。

① ヘッセン州地方選挙条例第 29 条第 2 項により、投票所は、選挙に参加できるすべての有権者、特に障害者や移動に不自由のある人々にとって、選挙への参加が可能な限り容易になるように、地域の状況に応じて選択・設置されるべきである。
② 投票は、選挙過程を妨げることなく可能な限り、誰もが投票所に立ち入ることができる。(ヘッセン州地方選挙条例第 37 条)

(3) 期日前投票について

期日前投票の実施の有無と、有りの場合は制度概要を御回答下さい。

自治体名	期日前投票 実施の有無	有の場合	
		投票期間	投票時間
無し			

(4) 二重投票対策・本人確認の方法について

1人の有権者が異なる投票所で複数票を投じる、いわゆる「二重投票」対策や、投票所における本人確認がどのように行われているか、御回答下さい。

二重投票対策	有権者は、投票日投票の場合、選挙通知に指名されている投票所にしか投票できない。 有権者は、有権者登録に名前が記載されていることが確認できたことが投票の条件となっている。
本人確認の方法	有権者は、投票時には身分確認が要求される。ドイツの場合は、(写真付き)身分証明書やパスポートが必要である(正式な身分証明が要求される)。

(5) 郵便投票について

郵便投票により投票するための要件と、直近の直近の広域自治体議会議員選挙における郵便投票の利用率を御回答下さい。

郵便投票を利用するための要件	有権者登録に登録されていること(郵便投票するための理由がない)
直近の広域自治体議会議員選挙における郵便投票の利用率	ヘッセン州およびバーデン・ヴュルテンベルク州について情報公開なし。 2019年のラインラント・プファルツ州の欧州議会議員選挙兼地方議会選挙における郵便投票利用率(%)： 州全体：29.3 郡独立市：23.7 郡：31.2 出典：ラインラント・プファルツ州選挙管理局， https://www.wahlen.rlp.de/nachrichten/nachrichtendetailseite/briefwaehleranteil-bereits-deutlich-hoehere-als-vor-fuenf-jahren

(6) 高齢者や移動困難者の投票機会の確保について

高齢者や移動困難者の投票機会を確保するため、どのようなことに取り組まれているか御回答下さい。

すべての選挙法においては、投票所のアクセスについて規制がある。投票所は、選挙に参加できるすべての有権者、特に障害者や移動に不自由のある人々にとって、選挙への参加が可能な限り容易になるように、地域の状況に応じて選択・設置されるべきである（例：ヘッセン州地方選挙条例第 29 条第 2 項）。

その上、病院・老人ホーム・保養施設等において投票所を設置することが可能（ヘッセン州地方選挙条例第 6 条）。

小さい病院・老人ホーム・修道院・刑務所等に関しては、移動投票管理人が出向き、このような場所において投票行為を行い、票を投票箱に収集する（ヘッセン州地方選挙条例第 6a 条）。

場合によっては、有権者の住宅から投票所までの出迎えを行うサービスも提供されるが、それは法的義務ではなく、非営利団体などのボランティア活動によるもの。

選挙管理人が個人住宅まで出向くことはない。

（7）投票者に対するインセンティブの付与について

投票を行った有権者に対して特典等を付与する取組が行われている場合は、その内容を御回答下さい。

無し

（8）上記以外の投票環境の改善に係る取組について

投票を行った有権者に対して特典等を付与する取組が行われている場合は、その内容を御回答下さい。

無し

7. インターネット投票について

(1) インターネット投票の導入の有無について

インターネット投票の導入の有無について御回答下さい。

有り	無し
	○

(2) インターネット投票を導入している場合【エストニア用】

以下について御回答下さい。

対象となっている選挙								
年齢別利用率	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
利用可能期間	期日前投票				投票日			
投票の秘密性の確保や不正防止のため講じているセキュリティ対策								
インターネット投票運用上の課題								

(3) インターネット投票を導入していない場合

検討状況について御回答下さい。

若い世代を中心に多くの国民はインターネット投票に好意的だが、導入に向けた具体的な議論には進んでいない。

参考：<https://www.frontiersin.org/articles/10.3389/fpos.2022.876476/full>

8. 義務投票制について

(1) 義務投票制の採用の有無について

義務投票制の採用の有無について、該当欄に○を御記入下さい。

有り	無し
	○

※以降は、義務投票制を採用している場合のみ御回答下さい。

(2) 義務投票制の採用の時期や経緯等について

義務投票制を採用した時期や根拠法、義務投票制の採用に至った経緯について、該当欄に○を御記入下さい。

採用時期	
根拠法	
採用までの経緯	

(3) 罰則の内容及び投票義務が免除される要件について

罰則の内容及び投票義務が免除される要件を御回答下さい。

罰則の内容	
義務が免除される要件	